

# 県独自の許可方針を打ち出した背景について

## 1. グリーンツーリズム推進に係る国の方針

### (1) グリーンツーリズムの推進を目的とした法律を制定した平成6年当時の方針

農水省は、厚労省の主管する食品衛生法や旅館業法に適合する施設(民宿)を、農業等体験宿泊施設として想定していた。

### (2) 新たなグリーンツーリズムの出現に伴う対応

安心院のような農家民泊の出現を受け、農水省は、厚労省に旅館業法等の規制緩和を要望したが困難であった。

## 2. グリーンツーリズムに対する旅館業法等に係る従来の県の対応

### (1) 地方分権一括法施行以前

旅館業法及び食品衛生法に規定する営業許可は、地方分権一括法が施行される(平成12年4月)以前は、国の機関委任事務であり厚労省の指導監督のもと事務処理していたため、安心院からの「旅館業法等の規制を緩和し、営業許可を認めてほしい。」という要望に対し、県としては対応困難であった。

### (2) 国に対する要望経過

2,000名を超える利用者が安心院における農家に民泊している実態から、県としては、これら宿泊客の健康を保持するため、国(厚労省)に対し、旅館業法の適用の拡大や基準の緩和を要望してきた。

## 3. 県独自の方針の背景

### (1) グリーンツーリズムに伴う農家等民泊の普及に対応

都市住民の安らぎと癒しを求める志向の高まりなどグリーンツーリズムに伴う農家等民泊の普及が見込まれる中、利用者の安全・安心を確保できるグリーンツーリズムを衛生行政の立場から支援する必要があると考え、その方法等を検討してきた。

### (2) 今回の新たな取扱い

①旅館業法:簡易宿所の営業許可対象とした。

②食品衛生法:調理体験型は、客専用の料理場及び営業許可は不要とした。

(参考)

グリーンツーリズムの推進を目的とした法律とは

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(H7.4施行)